

第6次笛吹市行財政改革大綱（案）に対する パブリックコメントの募集について

1 目的

本市では、令和3年度に、少子高齢化が進行する中、社会経済情勢の変化に伴う行政需要の拡大や行政に対する市民ニーズの高度化、多様化に対応するため、令和4年度から令和7年度までの4年間を計画期間とする「第5次笛吹市行財政改革大綱」を策定し、取り組んできました。

今般、現行大綱が令和7年度末に終期を迎えることから、新たに令和8年度を始期とする「第6次笛吹市行財政改革大綱」を策定し、今後、一層、顕在化すると予想される、財政的・人的資源の制約による多様な課題に対し、市民ニーズを的確に捉え、新たな手法を取り入れながら、安定的な財政基盤を確立することを目的に、効率的・効果的な行財政運営を推進することとしました。

ついては、「第6次笛吹市行財政改革大綱」（案）をとりまとめましたので、今後の大綱策定の参考とするため、広く皆様の御意見・御要望をお伺いします。

2 意見募集期間

令和8年2月13日（金）～令和8年3月13日（金）

※上記期間、市ホームページで閲覧できます。

また、上記期間において、月曜日から金曜日（祝日を除く）の午前8時30分から午後5時15分までの時間帯に、笛吹市役所本館2階 総合政策部政策課で「第6次笛吹市行財政改革大綱（案）」を閲覧できます。

3 提出方法及び提出先

「パブリックコメント意見提出用紙」をダウンロードし、必要事項を記入の上、次のいずれかの方法により提出してください。

氏名、住所、電話番号は必ず記入してください。

電話ではお受けできませんので、あらかじめ御了承ください。

(1) 電子メールの場合

「pubc-seisaku@city.fuefuki.lg.jp」宛に添付し、送信してください。

(2) ファクシミリの場合

FAX 番号（055-262-4115）に送信してください。

(3) 郵送の場合

〒406-8510 笛吹市石和町市部777 笛吹市役所政策課政策推進担当に郵送してください。

(4) 窓口来庁の場合

笛吹市役所本館2階、政策課政策推進担当に提出してください。

4 御意見等の取り扱い

提出された御意見等については、内容ごとに整理・分類した上で、これに対する市の考え方とともに笛吹市ホームページで公開します。

なお、氏名・住所等の個人に関する情報は公開しないことはもとより、ほかの目的で使用することは一切ありません。

5 問い合わせ先

笛吹市役所 総合政策部 政策課 行政改革担当
電話 055-267-8960 (直通)